

LGBTs と結婚について

家庭科班：和嶋 花音

1. はじめに

少し前から、LGBTs という言葉を聞くようになったが、日本では男女間以外の結婚は法律上認められていない。欧米諸国では同性婚が認められつつあり、台湾でも2年以内の同性婚立法化を「アジア初」と国際的に報道したりする中、日本でも男女間以外の結婚は認められるのだろうか。

2. 研究方法

インターネットやLGBTsの方が記された書籍を参考に、国、宗教、これまでの性についての歴史、現代日本の政情の面から性別と結婚について研究、考察した。

3. 研究結果

(1) 国、宗教について

キリスト教：同性愛について、イエスは特に言及していないが、新約聖書の中のパウロ書簡に同性愛を否定するような内容(実際はギリシャやローマの神々を崇拜し、神前で性の儀式を行う者を批判していたが、その部分だけを鵜呑みにする人も多い)にも関わらず、欧米諸国では同性婚が法的に認められている国が殆どである。

イスラム教：コーランにおける旧約聖書からの挿話(住民が男色に耽っていることで神の怒りに触れ、業火によって焼き殺される旨)がソドミー(自然に反する)法としてそのまま採用され、刑罰を定めた国が殆どでありエジプトやマレーシア等では懲役は罰金のみだが、イランやサウジアラビアでは死刑になることもある。

ヒンドゥー教：カースト制度の支柱ともいえる『マヌ法典』には、男性同士の同性愛と性行為を禁止し、贖罪の規定まで定められている。

仏教：出家すればそもそも性欲に従って行動することがタブーであるが、日本では女人禁制の寺で男性同士の同性愛が黙認されていた。

(2) これまでの性の歴史について

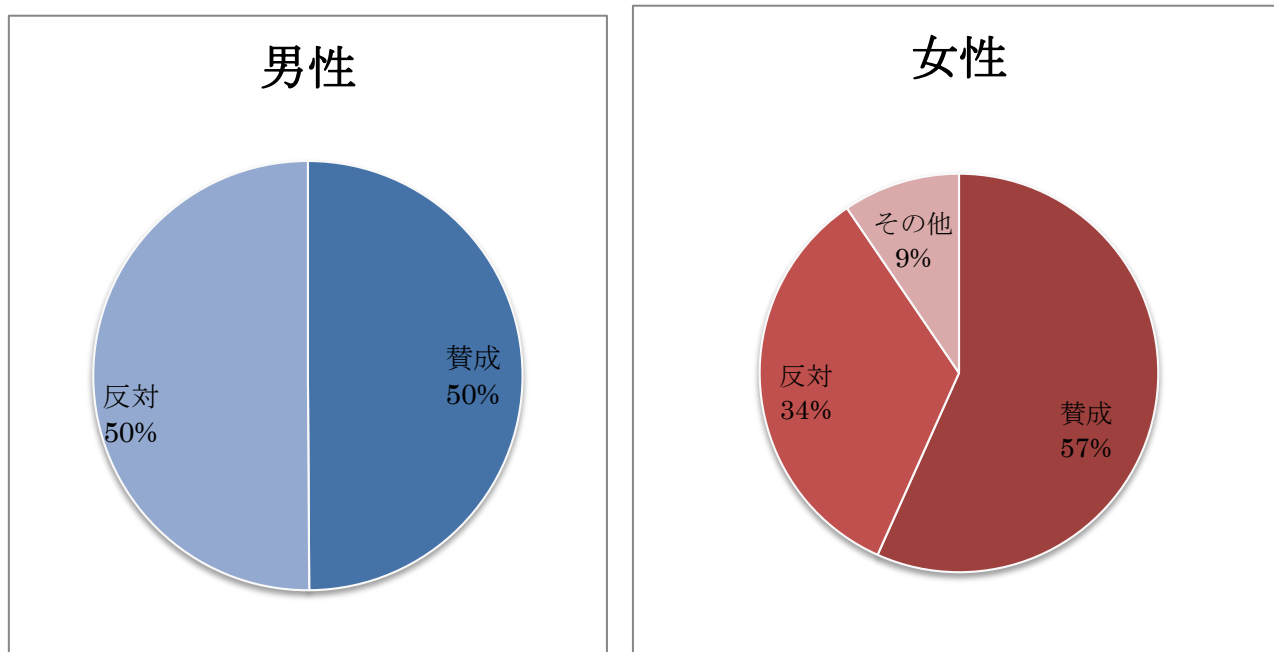
日本では日本書紀や古事記に男色についての記録があり、その後中世、近世までは権力者や僧侶と青年の少年愛の文化が続いた。江戸時代頃からは男色の文化は庶民にまで広まったが、少年同士や武将同士の男色絡みの争いにより廃れた後、政府が同性愛を禁じたのは明治時代に鶏姦令という男性同士の性行為を禁じる法律が約10年間だけ施行されたくらいである。女性同士の恋愛については葛飾北斎などの浮世絵師が女性同士の春画を描いていることから、少なくとも江戸時代には存在したとされる。

(3) 現代の政情や世論について

婚姻に関する法律案：平成3年より法務省は夫婦別姓の旨を含む婚姻制度の見直審議を行い、平成8年、22年に法案を準備したものの「国民各層に様々な意見があること」等の理由で国会には提出されなかった。

→「国民各層に様々な意見があること」について、同性婚にも同じことが言える。

同性婚への意識調査：2015年3月、文科省が行ったLGBTをめぐる意識調査において、同性婚法制化について47都道府県から無作為に抽出された男性585人、女性674人が調査に回答した。



年代別では、20代から50代までは賛成派が過半数であるが60代、70代はそれぞれ反対派が52.6%、61.4%と過半数を占めた。

4. 考察

日本では信教している人が少なく、性の歴史に関して厳しくなくむしろ同性愛に寛容であったので、歴史的、文化的観点からは「男女間以外の結婚に関する法律」は成立してもおかしくないといえる。しかし、世論の反発から婚姻関係の大きな制度の改革についての法律案を提出できなかつたり、同性婚についても年代が上がるにつれ反対意識が高くなる傾向にあり、国民の意識の問題が大きいと考えられる。まずは、LGBTsについてあまり知らなくても、セクシャルマイノリティでもいわゆる「普通」の人と同じように人を好きになったり、なれなかつたり、同じように生活しているのだということを知ってほしい。

5. 参考文献

『ゲイカップルに萌えたら迷惑ですか?』 牧村朝子

『同性愛は「病気」なの?』 牧村朝子

『LGBT を読みとく』 森山至貴